

二重ローン (新聞記事)

返済猶予中無利子に

被災者の住宅ローン

菅政権検討

「猶予期間が長引けば利息を含めた支払総額が膨らむ。このため無利子にして返済負担を軽くする。一方、中小企業には事業再開に必要な資金に限り、政府系金融機関が無利子・無担保で貸し出す制度をつくる。」国が金額保証し、審査も簡素化する。震災前の用金など民間金融機関のローンを含める。

菅政権と民主党は、東日本大震災で被災した人の住宅ローンを返済猶予中は無利子にする検討に入った。猶予中に利子がたまると、猶予終了後の返済負担が重くなるのを防ぐねらい。第2次補正予算案に盛り込み、「二重ローン」対策の第1弾として打ち出す構えだ。

被災地の県ごとに利子分を補う基金をつくり、そこに国が資金を出す柔などを検討している。対象は震災前に借りた住宅ローンで、政府系の住宅金融支援機構

追加対策も準備

「第1弾」だけでは足りないため、政権内などではさらなる対策案も検討されている。金融厅は、自己破産しなくても震災前の住宅ローンの返済免除を受けやすくなる仕組み作りを進めている。さらに、個人事業主向

のローンのほか、銀行や信用金庫などの民間金融機関のローンを含める。金融機関は震災後、ローンの支払いが困難な被災者に対し、元本と利子の返済を当面猶予している。ただ、猶予中の利子がかかり続けるのがどうやうにして復旧を支援する。菅政権は住宅ローン、中小企業向け融資の先行対策を6月中にまとめ、第2次補正予算案に盛り込む。

「第1弾」だけでは足りないため、政権内などではさらなる対策案も検討されている。金融厅は、自己破産しなくても震災前の住宅ローンの返済免除を受けやすくなる仕組み作りを進めている。さらに、個人事業主向

け融資でも返済免除を受けやすくなる検討も始めた。一般的には返済免除を受ける時は自己破産が多い。このため、金融機関に対し税を優遇することにして自己破産なしでの返済免除を促す方向で、国税庁と協議している。法務省な

どは、新たに家や工場を建てたり、機械を買ったりする時、返済免除を受けても新規融資を受けられる法整備も議論している。菅政権や民主党は全国銀行協会の提案を受け、公的機関が返済困難になった融資や担保不動産などを買い取る仕組みも検討している。金融機関の不良債権を減らす狙いだ。買い取り機関に中小企業への出資や新規融資ができる機能を持たせる案も出ている。

(千葉真朗 大平要)

「二重ローン」月内に救済策

枝野幸男官房長官は24日の衆院東日本大震災復興特別委員会で、被災した個人や企業が震災前の借り入れに加えて新たな債務を抱える「二重ローン」問題の救済策を示すことを明らかにした。金融機関による返済免除を後押しするため、税制上の優遇措置などを取る方向となった。

一方、政府内では公的基金を設立して負担軽減に役立てる案も検討。具体的には、基金が企業や個人の債務の利子を補給する案があるほか、基金が金融機関から中小企業向け債権を貰い取って債権放棄し、代わりにその企業の株式を取得する「債務の株式化」を行う案などが出ていた。

税優遇など債務免除促進

枝野長官は「金融機関が税制上、資本上、(返済免除による)損失処理をしゃべりするよう検討を急いでいる」と述べた。現行制度では、自己破産していないのに金融機関が債務を免除する返済免除を後押しするたまるで、免除額に応じた税金がかかるため、優遇措置などを取る方向となつた。

2011年6月1日(水)毎日新聞・朝刊

二重ローン

債権放棄を優遇

金融機関の法人税軽減

政府・民主党は31日、震災の被災者の「二重ローン」対策として、被災者の住宅ローン債権を放棄した金融機関に対し、法人税を軽減する方針

を固めた。金融機関と個人が話し合いで債務を減免する「私的整理」などを定めた「私的整理ガイドライン」の作成も求める。今後金融庁も国税庁との調整を経て正式決定する。

抱える被災者や個人事業者が話し合いで収入などの面から債務を免除すれば生活再建が進む可能性があると判断した場合に適用する「私的整理」を認める。

従来、金融機関が自己破産などの「法的整理」を経ずに個人向けの債権を放棄した場合、顧客への利益供与が困難を受けられなかつた。法人向けではすでに同様の制度があり、政府と党は適用対象範囲を個人に広げるこ

とみなされ、税制優遇

措置を受けられなかつた。法人向けではすで

に同様の制度があり、

政府と党は適用対象

範囲を個人に広げるこ

とで、被災者支援の拡充を図る。

【田所柳子・小山由季】